

厚木市複合施設移転マネジメント業務委託公募型プロポーザル
技術提案書等に関する質問についての回答

【実施要領】

番号	資料 名称	資料 ページ 番号	見出 番号	質 問	回 答
1	実施 要領	P4	1. (2) イ	「移転・集積業務に関する実務担当者は受注者が直接雇用する正社員から選任することとします。」とあるが、移転・集積業務ならびに入退館管理、移転本部の実務担当者についてはグループ会社も含めて第三者委託にて実施することはできないという認識でよろしいでしょうか。	実施要領P5に記載のとおり、移転・集積業務や入退館管理、移転本部の実務を担当する責任者（発注者との調整など、業務に主として携わる者を想定）は、グループ会社も含めて第三者委託は想定していません。ただし、担当者（実務担当者の下で実際の実務に携わる者を想定）は、必ずしも受注者が直接雇用する正社員である必要はありません。
2	実施 要領	P13	2. (8)	技術提案書について、「商号又は名称、代表者名等の提案者が判別できる記載は、一切行わないください。」とあるが、実績の名称や写真等は活用してよいという認識でよろしいでしょうか。	実績の名称についてはイニシャルで表現するなどし、直接的な表現は避けてください。 また、写真、図表等にも貴社の商号又は名称などの直接的に判別可能な情報が無いか十分確認してください。
3	実施 要領	P13	2. (10) エ	技術提案書について、文字の大きさの記載はありましたがフォントの指定はない認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。フォントは読みやすさに配慮してください。
4	実施 要領	P14	3 (3)	主たる説明は、管理技術者となる予定の者が行うこととされていますが、テーマに応じて、実務担当者が一部説明を行うことは可能でしょうか。	技術提案書の記載内容の説明（プレゼンテーション）は、管理技術者となる予定の者以外の説明は認めません。 ただし、特定委員会委員からの質問への応答は、実務担当者からの回答が可能です。
5	実施 要領	P14	3. (3) ・ (4)	プレゼンテーション及びヒアリングの主たる説明や質問に対しての応答は直接雇用（グループ会社除く）の管理技術者で、実務担当者は質問に対して管理技術者が回答した後、補足する際は発言してもよろしいのでしょうか。	実施要領P14に記載の「主たる説明」とは技術提案書の記載内容の説明（プレゼンテーション）のことを指し、質問への応答に関しては、実務担当者の発言を禁止するものではありません。
6	実施 要領	P14	3. (3) ・ (4)	第1優先交渉権者となった場合でも、のちに主たる説明をした者が直接雇用でないことが判明した場合は、第1優先交渉権者は失格となるのでしょうか。	実施要領P4「(2)」に記載のとおり、管理技術者の条件を満たさない場合は、実施要領P7「(5)キ」に基づき失格となります。